

令和５年度第２回入札監視委員会の審議概要

開 催 日 時 令和５年１１月８日（水）午前９時００分から午前１１時５０分まで
場 所 庁舎４階 委員会室２
出席委員氏名 田中 幸輔 委員長
椎屋 恵美 委員
奥村 高史 委員
犬童 祐子 委員
藤原 淳史 委員
審議対象期間 令和５年４月１日～令和５年９月３０日
対象工事件数 ４０本
抽出審議案件 ５本

質 問	回 答
抽出審議工事 １ 大村横穴群令和２年度発災箇所災害復旧工事 （１）今回落札率が低かったようですが。 （２）全体的に工事の落札率が高すぎるような気がします。 （３）崩壊した部分は大村横穴群ではないということは、そこはもともとが凝灰岩じゃなかったわけですか。 （４）大村横穴群自体は崩れたりしなかった	報告事項について 入札・契約の手続きの運用状況の報告について （事務局から入札・契約事務の経過について説明する。） （１）落札業者については、大村横穴群の別の工事をされていて、経験があったこと等の条件が整っていたこと、次点の業者については、今回の工事のような法面工事、とび土工工事の専門業者ですので、そのあたりで競い合った結果ではないかと分析しています。 （２）工事の落札率については、入札を辞退される業者も多いことから災害復旧に伴い工事が多く発注されている状況が影響しているのではないかと思います。また、資材高騰のスピードが速く、設計時点での資材単価と、入札段階の実際の市場単価等に関与していることも原因の一つではないかと思います。 （３）崩壊した部分の両側が凝灰岩で、崩壊した部分は阿蘇の火砕流層が土化した土壌となっています。 （４）大村横穴群については、平成の初期に、

のですか。 （５）この工事の後に展望台設置などの工事が発注されるのですか。 （６）法面の工事は、モルタル擁壁にはしないのはなぜですか。 （７）工事を発注するときに、文化庁から承認された特殊な工法で施工するといった内容は、入札参加業者へは伝えられるのですか。 抽出審議工事２ まち・ひと・しごと総合交流館温泉施設災害復旧（建築）工事 （１）この工事とは別に機械設備とか電気設備などの工事を発注されていると思いますが、温泉自体はどうなっているのですか。 （２）温泉の掘り直しなどはなく、機械設備の取り替えだけですか。 （３）災害公営住宅など大規模工事には下請け業者も多数入っていると思うのですが、指	崩れないよう工事がされていますので、崩れませんでした。 （５）崖を見上げるような形の展望設備がこの法面の下に設置されていましたが、それが一部損壊した状態となっていますので、また別の工事で発注する予定です。 （６）この場所は、国の指定史跡ということで一般的な擁壁工が認められないエリアでしたので、文化庁から承認された長繊維混入補強土工という工法で実施しています。この長繊維混入補強土工は、モルタル擁壁と同じような強度を持ちながら、そこから草が生えてくるようなイメージになります。 （７）設計書等を公表するときに仕様書に記載しております。 （事務局より入札・契約事務の経過について説明する。） （１）温泉自体は湧いており、温度も５０℃ほどありましたのでそのまま利用可能です。 （２）温泉の掘り直しはありません。機械設備については、もともとは重油を使ったボイラーでシャワー関係を利用していましたが、ボイラーを操作するのにボイラー技士が必要ということもあって、ランニングコストが高くなっていたようです。今回ボイラー設備とガス給湯器のランニングコストを比較しまして、重油ボイラーの復旧ではなく、ガス給湯器へ変更しています。 （３）令和２年７月豪雨災害後、災害復旧工事の発注に伴い、国県含めて公共工事が増大
--	---

名業者の選定は、各業者の工事請負状況を勘案していないのですか。 （４）今回の工事はＡ１等級の業者だけ選定されていましたが、下位等級の業者から選んだりはしないのですか。 抽出審議工事３ 願成寺岩清水線道路修繕工事 （１）当初設計から数量が減ったのはなぜですか。 （２）夜間工事に変更したのはなぜですか。 （３）辞退された業者が多いのはどのような状況だったのですか。 抽出審議工事４ 中川原公園災害復旧工事１工区 （１）中川原公園については、検討委員会のようなものはあるのですか。	しているので、指名業者が自社の工事請負状況や発注工事の内容について精査したうえで入札に参加するか、判断をしていただくようにしています。 （４）人吉市工事請負建設業者選定要領では下位等級からも選定できましたが、温泉施設の工事ということも勘案して今回はＡ１等級の業者が適当ということで選定しています。 （事務局より入札・契約事務の経過について説明する。） （１）数量変更の部分については、発注時点の数量は職員が測量していますが、あらためて施工業者が測量したところ、差異があり１平方メートルの減となったものです。 （２）当初は昼間工事を予定していましたが、日中の交通量が多いことや、工事場所が交差点に近いということで交通管理者と協議を行った結果、夜間工事へ変更しております。 （３）工事の内容としては難しいものではなかったのですが、辞退された業者は、すでに請け負っている工事が多くあって、辞退されたのではないかと思います。 （事務局より入札・契約事務の経過について説明する。） （１）地元の方を対象に、説明会を１回と、ワークショップを実施しています。その中で、どういった公園にしたいかなどの意見をいただいています。来年度実施する公園内の整備をどうするのかについては、今後もワー
--	---

(2) 中川原公園について、地盤の高さの制限などは国土交通省と協議は終わっているのですか。 (3) 以前は、中川原公園は河川ではないとの位置づけだったと思いますが、地盤が下がったことで位置づけが変わったのですか。 (4) 1工区と2工区がありますが、2工区の発注はされていますか。 (5) 1工区と2工区の入札参加業者は同じですか。 (6) 1工区と2工区に分けて発注したのは理由があるのですか。	クシヨップを実施して具体的に計画を進めていく予定です。 (2) 中川原公園の地盤を下げる工事というのを昨年度、国土交通省で実施していただいております。現在は、被災する前の地盤高より2メートルほど下がった地盤となっております。 (3) 中川原公園の地盤が下がったことで、以前は河川区域外だったところが河川の一部という扱いになり、そのため、川の流れを阻害しないようにする必要が出てきました。また、中川原公園の入口の斜路が、現在はS字の形になっているので、これを真っすぐにするような形で作り変えるのが今回の工事となります。 (4) 2工区も発注済みで、業者は決まっております。1工区との工程調整等もありますので、連携して進めてもらっています。 (5) 1工区と2工区同日で指名してまして、どちらも同じ業者を指名しています。 (6) 中川原公園が河川区域となったことで河川法が適用され、出水期の6月から9月の間は工事ができなくなりましたので、10月から5月までの間にこの工事を終わらせなければならなくなりました。そのため、同時並行で工事が行えるように1工区と2工区に分けて発注しています。
抽出審議工事5 原城配水池杭基礎工事 (1) これはそもそも何のための工事のですか。	(事務局より入札・契約事務の経過について説明する。) (1) 現在、原城配水池を新しく建設している途中ですが、この配水池を支えるための基礎として杭を打設する工事となります。

(2) 既設配水池はどうされるのですか。 (3) この工事には国や県の補助金はあるのでしょうか。 (4) この工事場所は地盤が崩れやすいようだし、防空壕もあるようですが、ほかに候補地はなかったのでしょうか。 (5) 今回の工事のような、特殊な工事のときでも、市内の業者を指名されるのですか。例えば県全体とか範囲を広げたりしないのでしょうか。	(2) 既設配水池については、今2池ありますが、新しく作る配水池が出来上がりましたら、老朽化している1池を取り壊す予定としています。 (3) この工事については国や県の補助金はなく、すべて市の負担になります。 (4) 基本設計をするときに、いくつか場所を検討しましたが、どうしても配水するときの水圧が高すぎたり低すぎたりすると不都合が生じるということで、ちょうどよい高さである今の場所に決まりました。 (5) 今回の工事では、下請けに市外の専門業者が入ることを想定して選定していますが、市内の業者で施工管理や専門工事以外の施工は可能であるので、まずは市内業者を選定しているところです。
--	--